国立研究開発法人建築研究所兼業等規程

平成27年4月1日 規程第17号

【一部改正】平成31年4月18日規程第2号

【一部改正】令和3年3月19日規程第14号

(総則)

第1条 この規程は、国立研究開発法人建築研究所就業規則(平成27年規程第2号。以下「就業規則」という。)第6条の規定に基づき、国立研究開発法人建築研究所(以下「研究所」という。)の職員の兼業に関する取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

- **第2条** この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - 一 兼業 研究所の業務以外の業務に従事することをいう。
 - 二 研究職員 研究所の職員のうち研究をその職務とする者をいう。
 - 三 営利企業 商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業
 - 四 役員等 役員、顧問若しくは評議員その他これらに準ずるものをいう。
 - 五 研究機関認定事業 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成10年法律第52号)第12条第1項又は第13条第1項の認定に係る事業をいう。
 - 六 技術移転事業者 研究機関認定事業を実施するものをいう。
 - 七 研究成果活用事業 研究職員の研究成果を活用する事業をいう。
 - 八 研究成果活用企業 研究成果活用事業を実施するものをいう。

(兼業の許可基準)

第3条 この規程による兼業は、次条及び第5条に定める兼業の種類ごとに別表に掲げる基準に基づき 許可するものとする。

(営利企業の事業への関与制限)

- **第4条** 職員は、営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の職を兼ね、又は自ら営利企業を営んではならない。ただし、次の各号に掲げる場合で理事長の許可を得た場合は、この限りではない。
 - 一 不動産又は駐車場の賃貸に係る自営を行う場合
 - 二 前号以外で相続、遺贈等により家業を継承した自営を行う場合
 - 三 技術移転事業者の役員等(監査役を除く。)を行おうとする場合
 - 四 研究成果活用企業の役員等(監査役を除く。)を行おうとする場合

(他の事業又は事務の関与制限)

- **第5条** 職員が報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等の職を兼ね、その他いかなる事業に従事し、若しくは事務を行う場合にも、理事長の許可を得なければならない。
- 2 前項にかかわらず、その業務が別表に掲げる許可基準に該当することが明らかであり、当該業務の 就業時間が研究所の勤務時間外である場合には、理事長への届出をもって、許可されたものとみなす。

(職務専念義務の免除)

- **第6条** 職員は、兼業の許可が与えられたときは、その許可の範囲内で、その割り振られた正規の勤務 時間の一部をさくことができる。
- 2 前項によるさかれた勤務時間についての給与の減額については、国立研究開発法人建築研究所職員 給与規程(平成27年規程第4号)で定める。

(兼業の許可期間)

第7条 許可することができる兼業の期間は、1年以内(法令等に任期の定めがある職につく場合は、4年を限度)とする。ただし、許可を得て兼業の期間を更新することを妨げるものではない。

(兼業の申請等手続き)

- 第8条 職員は、兼業の許可を得ようとする場合(第5条第2項の届出を含む。)は、第4条及び第5条に定める兼業の種類ごとに次項に定める申請書(第5条第2項の届出の場合は、届出書)に兼業先からの依頼状(自営の場合及び依頼状を徴する必要がないと理事長が認めた場合を除く。)及び別表第1に掲げる資料を添付し、相当の期間をおいて事前に申請又は届出するものとする。
- 2 兼業の申請は、次の各号に掲げる兼業の種類ごとに、当該各号に該当する申請書を提出するものとする。
 - 一 第4条第1号の規定による兼業 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)(別紙第1)
 - 二 第4条第2号に規定による兼業 自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係以外の事業関係)(別 紙第2)
 - 三 第4条第3号の規定による兼業 技術移転兼業許可申請書(別紙第3)
 - 四 第4条第4号の規定による兼業 研究成果活用兼業許可申請書(別紙第4)
 - 五 第5条の規定による兼業 兼業許可申請書(別紙第5)又は兼業届出書(別紙第6)

(兼業許可の取消)

第9条 理事長は、第4条又は第5条により許可した兼業(第5条第2項の規定により許可されたものとみなされた場合を含む。)が、同条に定める基準に適合しなくなったと認めるときは、兼業の許可を取り消すことができる。

(兼業終了後の業務の制限)

第10条 理事長は、兼業を行った職員を、兼業終了の日から2年間、当該兼業を行っていた営利企業 との間に、物品購入等の契約関係その他特別な利害関係のある業務に従事させてはならない。ただし、 当該職員が当該営利企業との間で共同研究を行う、又は当該営利企業から研究を受託する場合におい て、当該共同研究又は受託研究を行うことの必要性を理事長が認めたときは、この限りでない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(規程の廃止)

第2条 独立行政法人建築研究所兼業等規程(平成18年規程第5号。以下「旧規程」という。)は、 廃止する。

(経過措置)

第3条 この規程の施行の際に、旧規程の規定により兼業の許可を受けている職員については、この規 定による兼業の許可を受けているものとする。 附 則(平成31年4月18日) (施行期日)

第1条 この規程は、平成31年5月1日から施行する。

附 則(令和3年3月19日規程第14号)

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表第1

別表第1 兼業の種類	許 可 基 準
自営兼業許可申請	次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
(不動産等賃貸関係)	イ 職員の役職と許可に係る不動産又は駐車場の賃貸との間に特別
	な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
	ロ 入居者の募集、賃貸料の集金、不動産の維持管理等の不動産又は
	駐車場の賃貸に係る管理業務を事業者に委ねること等により職員
	の職務の遂行に支障が生じないことが明らかであること。
	ハ その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
	次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
(不動産等賃貸関係以外の	イ 職員の役職と当該事業との間に特別な利害関係又はその発生の
事業関係)	おそれがないこと。
	ロ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者としてい
	ること等により職員の職務の遂行に支障が生じないことが明らか
	であること。
	ハ 当該事業が相続、遺贈等により家業を継承したものであること。
	ニ その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
技術移転兼業許可申請	次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
	イ 技術移転兼業を行おうとする研究職員が、技術に関する研究成果
	又はその移転について、技術移転事業者の役員等としての職務に従
	事するために必要な知見を有していること。
	ロ 研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として
	研究機関認定事業に関係するものであること。
	ハ 研究職員の占めている役職と許可の申請に係る技術移転事業者
	(当該技術移転事業者が商法(明治32年法律第48号)第211
	条の2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に規定
	する親会社を含む。)との間に、物品購入等の契約関係その他の特
	別な 利害関係又はその発生のおそれがないこと。
	ニ 許可の申請前2年以内に、研究職員が当該申請に係る技術移転事
	業者との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係のあ
	る役職を占めていた期間がないこと。
	ホ 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
	へ その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
研究成果活用兼業許可申請	次に掲げる基準のいずれにも適合すると認められる場合
	イ 許可の申請に係る研究職員が、当該申請に係る研究成果活用企業
	の事業において活用される研究成果を自ら創出していること。
	ロ 研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容が、主として
	研究成果活用事業に関係するものであること。
	ハ 研究職員の占めている役職と許可の申請に係る研究成果活用企
	業(当該研究成果活用企業が商法(明治32年法律第48号)第2
	11条の2第1項に規定する子会社である場合にあっては、同項に
	規定する親会社を含む。)との間に、物品購入等の契約関係その他
	の特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。
	ニ 許可の申請前2年以内に、研究職員が当該申請に係る研究成果活
	用企業との間に、物品購入等の契約関係その他の特別な利害関係の

ある役職を占めていた期間がないこと。
ホ 研究職員が就こうとする役員等としての職務の内容に、研究所に
対する契約の締結等の折衝の業務(研究成果活用事業に関係する業
務を除く。)が含まれていないこと。
へ 研究職員としての職務の遂行に支障が生じないこと。
ト その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。
就こうとする団体、事業又は事務との間に特別の利害関係がなく、又
はその発生のおそれがなく、かつ、職務の遂行に支障がないと認めら
れる場合
ただし、次の各号の一に該当する場合には、原則として、許可しな
いこととする。
イ 兼業のため勤務時間をさくことにより、職務の遂行に支障が生ず
ると認められるとき。
ロ 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影
響を与えると認められるとき。
ハ 研究所と兼業先との間に、工事の請負、物品の購入等の特殊な関
係があるとき。
二 兼業する事業の経営上の責任者となるとき。
ホ 兼業することが、研究所の信用を傷つけ、または研究所役職員全
体の不名誉となるおそれがあると認められるとき。

別表第2

<u> </u>	
申請書の種類	申請書への添付資料
自営兼業許可申請書	イ 不動産登記簿の謄本、不動産の図面等賃貸する不動産等の
(不動産等賃貸関係)	状況を明らかにする書面
	ロ 賃貸契約書の写し等賃貸料収入額を明らかにする書面
	ハ 不動産管理会社に管理業務を委託する契約書の写し等不
	動産又は駐車場の賃貸に係る管理業務の方法を明らかにす
	る書面
	ニ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義
	である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との
	続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
	ホ その他参考となる資料(寄附行為、定款等)
自営兼業許可申請書	イ 職員が当該事業を継承したことを明らかにする書面
(不動産等賃貸関係以外の事業関係)	ロ 事業報告書、組織図、事業場の見取り図等当該事業の概要
	を明らかにする書面
	ハ 職員以外の者を当該事業の業務の遂行のための責任者と
	していることなど職員の職務の遂行に影響がないことを明
	らかにする調書
	ニ 事業主の名義が兼業しようとする職員の名義以外の名義
	である場合においては、当該事業主の氏名及び当該職員との
	続柄並びに当該職員の当該事業への関与の度合
	ホ その他参考となる資料(寄附行為、定款等)
技術移転兼業許可申請書	イ 技術移転兼業を予定する技術移転事業者の定款、組織図及
	び営業報告書
	ロ 技術移転兼業に係る研究職員が就こうとする役員等の職
	名及び職務内容を証する技術移転事業者の作成した書面
	ハ その他参考となる資料 (寄附行為、定款等)
研究成果活用兼業許可申請書	イ 研究成果活用兼業を予定する研究成果活用企業の定款、組
	織図及び営業報告書
	ロ 研究成果活用兼業に係る研究職員が就こうとする役員等
	の職名及び職務内容(建築研究所に対する契約の締結等の申
	請に係る折衝の業務の有無を含む。)を証する研究成果活用
	企業の作成した書面
	ハ 研究成果活用企業が研究成果の事業化に関連して国等か
	ら受けている支援措置の内容を明らかにする資料
	ニ その他参考となる資料(寄附行為、定款等)

自営兼業許可申請書(不動産等賃貸関係)

文書番号			年	月	日	
1 兼業職員		•				
氏名(ふりがな)		生年月日	年	月	日	
2 役職等						
役職名	(職務内容)					
俸 給	稍	数				
3 兼業先						
賃貸する不動産等	建物	(独立家屋)(マンション等)所在地		延べ床		m² m²
	土地	貸付件数 用途	件 听在地	面積合	計	m²
	駐車場	駐車台数 所在地	台	設備の	有無	有□無□
	その他	(娯楽集会、遊技棟 種類 所在地 (旅館、ホテル等特 種類 所在地	件数 : 定の業	女・規模		
賃貸料収入の予定年額	合 計					円
	建物	(独立家屋) (マンション等)				円 円
	土地					円
	駐車場					円
	その他					円
不動産又は駐車場の賃	賃貸に					
係る業務の方法 4 職員の役職と許可	に係る不動産又は駐車	 車場の賃貸との間の特別	か利生	三関係の	 右無	
1 MAX 15 KING H J	(-)(0) 33/11/(10011		. 0.11	1121111111	11 2///	

5	職員の職務の遂行への支障の有無
6	その他業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7	その他参考事項
上	記について、自営に係る許可を申請します。

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

所属 氏名

年 月 日

自営兼業許可申請書 (不動産等賃貸関係以外の事業関係)

文書番号				年	月	日	
1 兼業職員							
氏名(ふりがな)			生年月日	年	月	日	
2 役職等							
役職名	(職務	内容)					
俸給		職	級				
3 兼業先							
事業の名称							
所在地							
事業内容							
収入の予定年額					円		
使用人の人数及び職員	員との続柄						
事業の用に供する土地設の種類・規模及び機種類・数量							
職員が必要とする事 内容及びその業務への							
当該事業の継承の事目	Ħ						
4 職員の役職と許可							

5	職員の職務の遂行への支障の有無
6	その他業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
7	その他参考事項

上記について、自営に係る許可を申請します。

年 月 日

所属

氏名

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

技術移転兼業許可申請書

文書番号						年	月	日	
1 兼業予定職員									
氏名 (ふりがな)			生年	月日		年	月	日	
2 役職等									
役 職 名									
俸 給		職		級					
3 申請前2年間の在	職状況								
役職(俸給表・聙	线務の級)	在	職	期間			職務	内	容
()	自至	年 年	月 月	田田				
()	自 至	年 年	月 月	日日				
4 兼業予定先									
技術移転事業者の名称	5								
所 在 地									
事業内容 (研究機関認定以外の を含む。)	の事業								
技術移転事業者の親会	の有・無 : 容:	名称:							
兼ねようとする役員等 務内容	(代表	(名称) 権: 有・ 容: 関認定への		(業務	顧問 	□評請有・無			
報酬の予定年額				円					
役員等の職務への予定 従事時間	平均し 週のべ	て、1月 時間	日	1 日	時間				
役員等の任期及び兼業 予定期間	(任期	: 有・無 年 月		年) から	年	月	日書	きで	

5	技術に関する研究成果又はその移転についての知見の有無及びその内容
6	研究職員の職務の遂行への支障の有無
7	研究職員が占め、又は申請前2年以内に占めていた役職と技術移転事業者(親会社を含む。)と
のほ	揭 係
8	その他業務の公正性及び信頼性の確保への支障の有無
9	その他参考事項
I L.	却について、 世海和武美光の新司が由注します。

上記について、技術移転兼業の許可を申請します。

年 月 日

所属

氏名

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

研究成果活用兼業許可申請書

文書番号					年	月	日
1 兼業予定職員							
氏名 (ふりがな)			生年月日		年	月	日
2 役職等							
役職名							
俸 給		職	級				
3 申請前2年間の名	王職状況						
役職(俸給表・耶	哉務の級)	在職	期間		職	務	内 容
		自 年	月	日			
()	至年		日			
(\	自 年 至 年		日日			
4 兼業予定先		上	Л	н [
研究成果活用企業の名	名称						
所 在 地							
事業内容 (研究成果) の事業を含む。)	活用事業以外						
研究成果活用企業の業	見会社	親会社の有・無 所在地: 事業内容:	名称:				
* lo b * 1 . b y 41. P f	* ~ 11th 7fr - 14 ct	□役員(名称) (代表権: 有 職務内容:	•無)		問 □ .当: 有	評議 •無	
兼ねようとする役員等	研究成果活用事業へのかかわりの程度:						
		建築研究所に対 事業に関係する業				美務 ((研究成果活用
報酬の予定年額				円			
役員等の職務への予定	定従事時間	平均して、1月 週のべ 時間	日 1	日 時	間		
役員等の任期及び兼業	 巻予定期間	(任期: 有・領 年		年)	年	月	日まで

	5 研究職員自らの創出による研究成果であって、研究成果活用企業が事業において活用することを 予定しているものの内容									
6	研究職	員の耶	戦務の	遂行への)支障の	有無				
) o z d	 				H) >			T (Tourn) Am	
1不墹	の予定	:有	(年	月	日かり	年	月	日まで)・無	
	研究職の関係		占め、	又は申記	青前2年	F以内に占め	ていた役職	と研究	成果活用企業	(親会社を含む。)
8	その他	業務の	つ公正	性及び信	言頼性の	確保への支	障の有無			
	7 - 11.	<i>-</i> 4> -1× -1	les sorre							
9	その他	参考	事 垻							
上記	記につい	いて、	研究局	成果活用	兼業の	許可を申請し	します。			
		年	月	日						
						所属 氏名				
						八石				

(注) 各欄に記入しきれない場合には、別の用紙に記入して添付するものとする。

別紙第5

31/16-42/10	
兼業記	午可申請書
(注意) □のついた項目は該当する□の中にレ	点を入れ、また数字は算用数字を使って下さい。
国立研究開発法人建築研究所理事長 殿	年 月 日
(h * =	L .)
(申請表別) 国立研究開発法人建築研究所兼業等規程第5章	
1 申請者について	
	生年月日 昭・平 年 月 日生
氏名(ふりがな)	現住所
2 役職について	
所属部課名	職務内容と責任の程度
俸給 職 級 号俸	
勤務時間 時から 時まで	iii
平均して、1月 日、1日 時 週のべ 時	
3 兼業先について	+J
勤務先	□営利企業 □その他
所在地	
職名	
報酬	
□月収 □年収 □その他	円
勤務時間	職務内容と責任の程度
	まで
平均して、1月 日、1日 時	
週のべ時に日本田の本田の一時に	
兼業予定期間 □新規 □継続 ロカルト	
年月日から年月日まで	
Т Л НАС	

4 兼業が役職に与える影響			
	(割り振られた正規の勤務時間の一部をさく必要のある場合は、さく時間数		
	を記入すること。)		
5	兼業を必要とする理由		
3	#末で必安とする程中		
上記の兼業を許可する。			
	<i>Е</i> В В		
	年 月 日		
国立研究開発法人建築研究所			
	理事長		
	【文書番号:		

別紙第6

14/14/07/4			
兼業届出書			
(注意)□のついた項目は該当する□の中にレ点を入れ、また数字は算用数字を使って下さい。			
国立研究開発法人建築研究所理事長 殿	年 月 日		
(届出者)			
国立研究開発法人建築研究所兼業等規程第5条第2項により届け出ます。			
1 届出者について			
T (生年月日 年 月 日生		
氏名(ふりがな)	現住所		
2 役職について			
所属部課名	職務内容と責任の程度		
役職名			
俸給 職 級 号俸			
勤務時間時から時まで平均して、1月日、1日時間週のべ時間			
3 兼業先について			
勤務先	勤務先の事業内容 □営利企業 □その他		
所在地			
職名			
報酬			
□月収 □年収 □その他 円 職務内容と責任の程度			
□常勤 □非常勤 時から 時まで	THEOREM IN CALLANDA		
平均して、1月 日、1日 時間			
週のべ時間			
兼業予定期間 □新規 □継続			
年 月 日から			
年 月 日まで			